

## 2 3 障害児通所支援・障害児入所支援を提供する事業者になるには

障害児通所支援・障害児入所支援を提供する事業者になるには、児童福祉法に基づき、予め指定障害児通所支援事業者等の指定を受けなければなりません。

### 1 指定手続きの流れ

#### (1) 事前準備

指定事業者になるためには、県の条例、規則で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たした上で、県（仙台市内の事業者は仙台市）に申請し、指定を受けなければなりません。そのため、申請の時期に合わせて次の準備を進めておく必要があります。

イ 提供するサービスの決定

ロ 指定基準・指定申請の問い合わせ、申請書様式等の入手

※従業者数や建物の基準等もありますので、従業者の雇用や建物の建築等を行う前にご相談ください（問い合わせ、相談先は後述参照）。

ハ 児童福祉法以外の法令（建築・消防関係等）に基づく手続等の相談

#### (2) 申請書類の準備

サービスの種類ごとに（1）で入手した申請書に必要事項を記入し、添付書類を揃えます。

申請書、付表の書き方や添付書類はサービスごとに異なります。

#### (3) 申請受付

申請書、付表及び添付書類をまとめて次の提出先に提出します。

申請は随時受け付けますが、指定は基本的に毎月1日に行いますので、遅くとも指定希望日から土日等を除いた14日前までに申請書類を提出してください。

○申請書提出先

イ 仙台市外で、児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の指定を受ける場合

→最寄りの県各保健福祉事務所・地域事務所

ロ 仙台市外で、障害児入所施設、児童発達支援センター、又は障害児通所支援（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）との多機能型に限る）の指定を受ける場合

→県障害福祉課

ハ 仙台市内で指定を受ける場合

→仙台市障害者支援課

#### (4) 受理・審査

(3)で提出した書類について審査を受けます。審査終了後に現地調査を行います。

#### (5) 指定・サービス提供

審査が終了すると、指定事業者として指定されます。指定事業者には指定通知が送付されますので、大切に保管してください。指定を受けた後、サービスの提供を開始します。

### 2 事業者指定の公表方法

#### (1) 公示

指定事業者名、所在地、サービスの種類等を県公報に登載します。

#### (2) 情報提供

事業者の情報はインターネット（障害福祉サービス等情報公表システムや県のホームページ）等を通じて情報提供を行います。

〔問い合わせ・相談先〕

- ・ 児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、医療型児童発達支援、放課後等サービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援について  
→ 最寄りの県各保健福祉事務所・地域事務所
- ・ 障害児入所施設、児童発達支援センター、又は障害児通所支援（指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）との多機能型に限る）について  
→ 県障害福祉課（運営指導班） TEL 022-211-2558
- ・ 仙台市内の事業所については、仙台市障害者支援課

〔指定申請書等〕

指定申請書の様式を県障害福祉課ホームページに掲載しています。

○ 障害児通所支援事業者・障害児入所施設の指定申請等様式

URL <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/si230071.html>